

## 後期高齢者医療制度の改善を求める意見書

平成18年6月の健康保険法等の一部を改正する法律により、75歳以上の後期高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度が、本年4月1日から導入され、約3ヶ月が経過した。

この制度の導入にあたって、法施行前に既に一定の激変緩和措置が設けられたものの、高齢者に新たな負担が生じるのではないか、低所得者への配慮に欠けるのではないかといったことや、更には高齢者担当医の導入など多くの論点が指摘されている。

当市では大きな問題は発生していないが、全国的には、事前の制度の周知不足や準備の遅れなどにより、保険証の未到達や保険料の徴収ミス、更には年金からの保険料天引きをめぐるトラブルが相次いでおり、混乱がこれ以上広がれば、制度は信頼を失い、市民の医療不安につながる恐れもある。国は制度の意義を十二分に理解してもらおうと同時に、医療に対する不安を払拭するための改善努力を行う必要がある。

よって、国におかれては、導入後の実態を十分に把握、検証し、問題点については、すべての高齢者が安心して医療を受けることができる医療制度の改善に向けて、早急に必要な措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月24日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣